

事務処理におけるリスクへの対応（経営方針推進プログラム No. 27）の検討状況について

平成29年の法改正により、内部統制が地方自治法上の制度として位置づけられたことを背景に、経営方針推進プログラムでは、今後のリスク管理とその対応のあり方について検討することとしています。

現状、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、内部統制制度の導入は努力義務とされていますが、本市においても課題や効果等を整理し、導入・実施の可否等を判断するため、試行的な取組を進めます。

■ 経営方針推進プログラム No. 27 事務処理におけるリスクへの対応（抜粋）

現状と課題	検討の方向性
経営資源が限られる中でも最小の経費で最大の効果を発揮するためには、業務を適正に執行することが必要です。そのため、組織内におけるすべての人が、設定したルールに基づいて業務を遂行するプロセスを構築する内部統制の制度が地方自治法に設けられました。都道府県及び政令市は令和2年4月1日から運用を開始しています。	これまで以上に信頼される市を目指すとともに、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくための体制を確立するためにも、今後のリスク管理とその対応のあり方について検討します。

1 検討の概要

(1) 内部統制制度の主旨

地方公共団体における内部統制は、首長が、地方公共団体の事務処理における適正さを確保するうえでのリスクを評価して、自らコントロールする仕組み、とされています。

具体的には、次の4つの目的のもと、リスク対応策の整備や体系化を促進しつつ、これらが有効に機能しているか評価する枠組みを構築するものです。

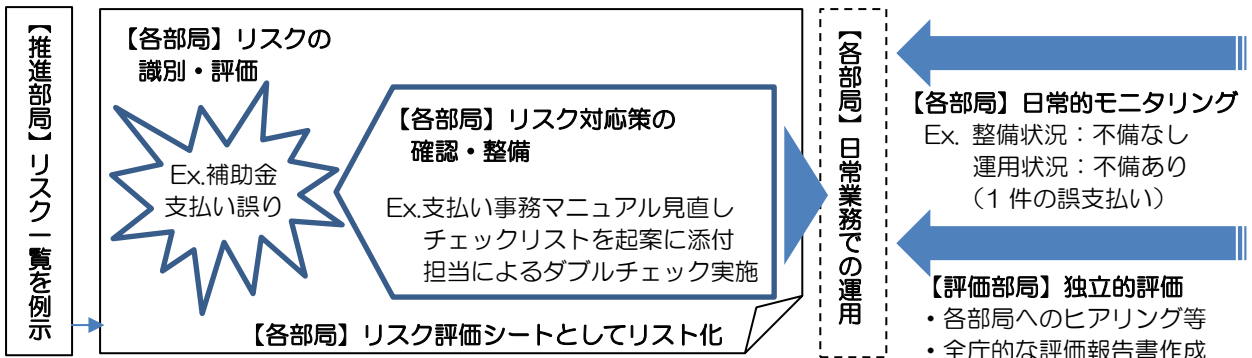
■ 内部統制制度の4つの目的

①業務の効率的かつ効果的な遂行	担当職員個人に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにする。
②財務報告等の信頼性の確保	財務報告は行政活動の確認や監視をするうえで重要な情報であることから、その信頼性を確保する。
③業務に関わる法令等の遵守	市民の信頼の基礎として、業務に関わる法令その他の規範を遵守する。
④資産の保全	有形・無形の資産に関して不正に又は誤って処理され、市の財産的基盤や社会的信用に損害や影響が及ぶことを防止する。

(2) 試行的取組の流れ

内部統制制度では、あらかじめ、各部局の事務処理にあたり発生しうるリスクを洗い出し、重要性の大きいリスクに関する対応策を講じたうえで、リスト化し整理しておくとともに、その整備・運用状況に不備がないか、各部局での日常的チェックや評価部局による定期的な評価を行うことが想定されます。試行的取組においても、このプロセスを念頭におきつつ、第一段階として、リスクの見える化及び共有化による全庁的なリスクの軽減、職員のリスクに対する意識向上を目標に取り組みます。

■ 取組のプロセスイメージ



2 現在の取組状況

(1) リスク事例の整理

このたび、本市において発生しうるリスクとして、試行的取組の対象とする内容を特定するため、監査指摘事項等（資料 4）、職員応募リスク発生事例及びヒヤリハット事例（資料 5）をまとめました。これらの実例に加え、総務省が示す、地方公共団体において発生すると考えられる財務に関する事務についてのリスク例（資料 6）などにより補完しながら、リスク一覧を作成していきます。

(2) 対象とするリスク

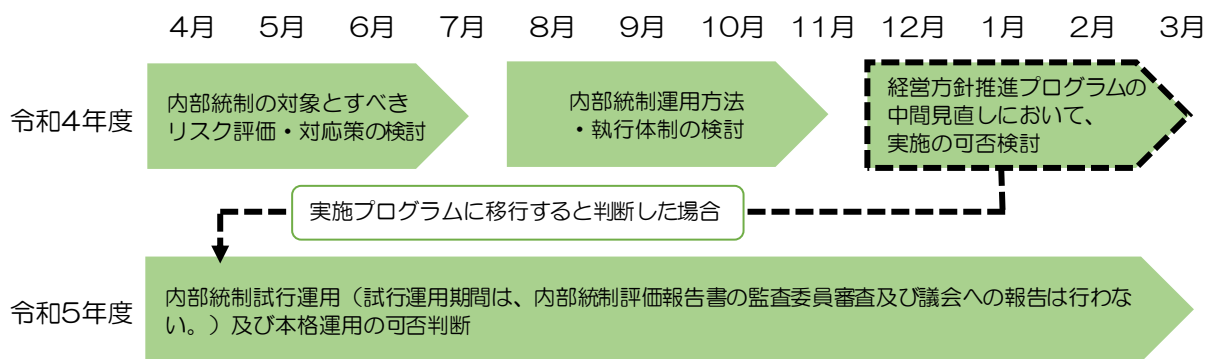
内部統制制度では、財務に関する事務については、必ず対象として取り組む必要があるとされており、試行的取組でもこれを中心として、リスク一覧の作成を進めます。また、他の区分に属する事務を対象に含めることについても、本市における発生実例などを参考としつつ検討します。

なお、災害や感染症等のように、市民の生活に大きな影響を及ぼす事象であっても、内部統制によって事前にリスクを低減することが難しいものについては、発生後の対応を中心とした危機管理の観点から別途対応するものとして、対象とはしない考えです。

3 当面の予定

令和 4 年 4 月以降 各課へリスク一覧を提示、確認依頼
各課へリスク評価シート様式を提示、業務レベルのリスク評価等を依頼

■ 今後の検討スケジュール



適宜、各課と個別調整、経営方針推進本部で協議。研修やニュースレターなどにより職員周知。